

紀美野町第3回定例会会議録

令和5年9月21日（木曜日）

○議事日程（第3号）

令和5年9月21日（木）午前9時00分開議

- | | |
|-----|--|
| 第 1 | 一般質問 |
| 第 2 | 議案第66号 工事請負契約の締結について |
| 第 3 | 議案第51号 令和4年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 第 4 | 議案第52号 令和4年度紀美野町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の
認定について |
| 第 5 | 議案第53号 令和4年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出
決算の認定について |
| 第 6 | 議案第54号 令和4年度紀美野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認
定について |
| 第 7 | 議案第55号 令和4年度紀美野町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定
について |
| 第 8 | 議案第56号 令和4年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計歳入
歳出決算の認定について |
| 第 9 | 議案第57号 令和4年度紀美野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の
認定について |
| 第10 | 議案第58号 令和4年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の
認定について |
| 第11 | 議案第59号 令和4年度紀美野町西部簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定
について |
-

○会議に付した事件

日程第1から日程第11まで

○議員定数 12名

○出席議員

議席番号	氏 名
1 番	徳 田 拓 嗣
2 番	中 原 和 也
3 番	桐 山 尚 己
4 番	藤 井 基 彰
5 番	上 柏 皖 亮
6 番	埴 谷 高 夫
7 番	七良浴 光
8 番	北 道 勝 彦
9 番	向井中 洋 二
1 0 番	伊 都 堅 仁
1 1 番	美 濃 良 和
1 2 番	美 野 勝 男

○欠席議員

な し

○説明のため出席したもの

職 名	氏 名
町 長	小 川 裕 康
副 町 長	細 峪 康 則
教 育 長	東 中 啓 吉
消 防 長	家 本 宏
総 務 課 長	坂 詳 吾
企画管財課長	中 前 貴 康
住 民 課 長	東 浦 功 三
税 務 課 長	坂 昌 美
保健福祉課長	森 谷 善 彦
産 業 課 長	吉 見 將 人
建 設 課 長	米 田 和 弘

教 育 次 長 曲 里 充 司
会 計 管 理 者 太 田 具 文
水 道 課 長 長 生 正 信
まちづくり課長 湯 上 増 巳
美 里 支 所 長 （湯上 増巳）
代表監査委員 菊 本 邦 夫

○欠席したもの

な し

○出席事務局職員

事 務 局 長 井戸向 朋 紀
事 務 局 書 記 西 本 貴 哉

開 議

○議長（美野勝男） 皆さん、おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

それでは、日程に入ります。

本日の日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 一般質問

○議長（美野勝男） 日程第1、一般質問を行います。

質問者は、1つの項目の質問を終了し、次の質問事項に入るときは、質問の区切りが明確になるように、次に何々について質問しますと発言願います。

なお、議長の許可を得て通告項目の順を変更することができます。

一問一答方式により、質問時間は40分です。

本日は、3人の登壇を予定しています。

それでは、順番に発言を許します。

8番、北道勝彦議員。

（8番 北道勝彦 登壇）

○8番（北道勝彦） 質問させていただきます。

質問事項、役場内で不祥事が起こった場合の責任の所在について。

質問の趣旨、合併後、紀美野町では、町民の信頼を損ねる不祥事が起こった。ここでは改めて不祥事の内容は申し上げないが、当時、町長や副町長は、監査責任というだけで数か月の減給だけで済ませた。

今後、庁内で起こったことは、長が全責任を取らねばと思うが、どのように考えているのかお聞きします。

（8番 北道勝彦 降壇）

○議長（美野勝男） それでは、北道勝彦議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

小川町長。

（町長 小川裕康 登壇）

○町長（小川裕康） 皆さん、おはようございます。

それでは、北海道議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議員言われるように、合併後、町民の信頼を損ねるような不祥事が二度起こりました。

当時、前町長の時代に起こった不祥事に対しまして、前町長は監督責任を取るため、給与を減額する条例改正を行いました。

一つは、平成27年12月28日に専決処分し、翌年の3月定例会で承認をいただいたもので、町長、副町長とも2か月間給料を減額する内容でありました。

もう一つは、令和2年4月の臨時会に上程し可決いただいたもので、町長は4か月間、副町長は2か月間給料を減額する内容でありました。

役場では、二度とこうした不祥事を起こすことのないよう、入札制度の改革やコンプライアンス遵守のための研修を実施するなどの取組を行っております。

不祥事は二度と起こさないように取り組んではおりますが、万が一にも発生した場合には、そのときの事案に即して長として適切に判断してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

(町長 小川裕康 降壇)

○議長（美野勝男） 以上で、北海道勝彦議員の質問を終了いたします。

続いて、6番、埴谷高夫議員。

(6番 埴谷高夫 登壇)

○6番（埴谷高夫） 質問事項は3件です。

太陽光の問題、それから、学童保育について、学校給食についての3点です。

檜河池の太陽光の問題については、ちょっとボリュームが大きいので、あと学童保育、学校給食については、不十分な質問になるかも分かりませんが、最初にお断りしておきます。

1点目は、資料をお渡ししていますので、それを見ていただいたら分かるんですけども、ガイドラインを3通でしたか、お渡ししております。

このガイドラインは、当然のことながら、経産省や環境省や、それから農林水産省も交えて、オブザーバー参加ですけども、作成されているわけです。したがって、強制力はないんですけども、しかし守らなければならないものということは確かなんですね。ガイドラインがないことによって今まで日本国中ですぐ太陽光や風力で悲惨な事故が起こっています。

私、今日も今朝から海南のあそこは原野というんですか、ちょっと橋を渡ってすぐの

ところですけども、孟子のほうへ行く道ですよ、そこで太陽光を見てきましたけれども、この6月2日に水害に遭って、もう壊れたまま放っているんですね。非常に危険です。あのまま放置していて海南省が黙ってるのは私もちょっと理解できませんけれども、ああいうことが起こっても、何ら手が打てないということが起こり得るわけですね。

ですから、ガイドラインに基づいてやっていけば、ああいうことは多分ないんだろうと私は思います。

したがって、ガイドラインを守らせるということは非常に大事なことだと思いますけれども、その点いかがでしょうか。

それから、学童保育についてですけども、実績を見ますと40人以下に収められていると、2人体制、1人は、補助員は資格を置かなくてもよろしいということになっていますけれども、この間見させてもらったところでは、非常に雑然としていると、こどもですから雑然としているのは当たり前っちゃ当たり前なんです。それは別に非難されることでもないと思います。

ところが、下神野小学校を見させていただいたときに、非常に暗い部屋にこどもたちが集められていると言ったらおかしいですけども、入って、そしてここは勉強する場ですよという話を伺いました。しかしあれではちょっと勉強する環境にないのではないかと私は思います。

また、野小の学童保育見ましたけれども、あれで指導員たちが目の行き届いた指導ができていないかと、保育をできているかと言ったら、非常に疑問です。

本当に一人一人について、出席確認もあれだったらできないんじゃないかと私は、まあしているでしょうけど、もちろん、そのように不安に思いました。そこら辺、どのようになっているのでしょうか、お伺いします。

学校給食については、資料をたくさんお渡ししましたので、また私、持っていますけれども、要は、中原議員おっしゃったように同じような内容です。有機農法を取り入れて、有機の農産物を学校給食に使えないか。

また、地場産品については取り入れていると話載っていますし、実績で載っていますけれども、どれぐらいの割合で導入されているのか、割合が分かればお伺いしたいと思います。

それから、学校給食については、公共調達というのが1つ大きな問題だと思います。

公共でどれだけのものを確保するかということを農家に示して、そしてこれだけは買

い上げますよということになったら、それは農家もそれで有機農産物を安心して作れるわけですね。千葉県のいすみ市とか韓国では相当進んでいるそうです。また、いすみ市では、米は100%有機を使っているということになっています。

全国的に今後は無料になるでしょう、政府もそのように進めていますから。無料になって、有機の方向へ大きく向いていくというのが国の政策ですから、紀美野町もそれを率先してやっぱりやっていくという体制を取っていただきたいと思いますので答弁をお願いいたします。

以上です。

(6番 埴谷高夫 降壇)

○議長（美野勝男） それでは、埴谷高夫議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

東浦住民課長。

(住民課長 東浦功三 登壇)

○住民課長（東浦功三） おはようございます。

埴谷議員の御質問にお答えしたいと思います。

ガイドラインの件につきましてですが、ガイドラインは、事業者への指針、参考として示されているものでございますので、無視してよいものとは私どもも考えておりません。事業者の責任により守られるものという考えに変わりはありません。

しかしながら、ガイドラインには法的拘束力がないため、その実施を強制することはできません。事業者の判断と責任において実施されるものでございますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

(住民課長 東浦功三 降壇)

○議長（美野勝男） 曲里教育次長。

(教育次長 曲里充司 登壇)

○教育次長（曲里充司） 埴谷議員の2問目の「学童保育について」お答えさせていただきます。

下神野学童保育所は、現在文化センターにおいて開所しております。文化センターでは、会議室やホワイエ、図書室、木の温もり広場や隣の下神野小学校の運動場や遊具も利用しています。

議員御提案の下神野小学校については、1 学年 1 学級で建築されているため、現在、空き教室はない状況です。より快適な空間確保のため、今後検討してまいりたいと考えております。

野上学童保育所では、令和 5 年度で 7 1 名の児童が利用登録をしております。

放課後健全育成事業の設備及び運営に関する基準において、1 つの支援単位を構成する児童の数はおおむね 4 0 人以下とされており、野上学童保育所では、2 支援単位となっております。

また同基準において、児童 1 人につきおおむね 1. 6 5 平方メートル以上の面積が必要となりますが、現在の野上小学校体育館 2 階の野上学童保育所では 1 7 9 平方メートルあり、1 人当たり 2. 5 平方メートルの面積が確保できている状況となっております。

以上、「学童保育について」の答弁とさせていただきます。

続きまして、埴谷議員の 3 問目の「学校給食について」お答えさせていただきます。

まず 1 つ目の「給食の内容について」お答えさせていただきます。

学校給食においては、常に食品の組合せ、調理方法などの改善を図るとともに、児童生徒のし好の偏りをなくすよう配慮しながら、魅力ある給食の提供に努めているところです。

8 月 3 1 日給食の色味は、ニンジン、卵などの赤・黄色の暖色系の食材がなかったため、そのような感想を持たれたのではないかと思います。今後の献立作成の参考とするよう指導してまいります。

なお、当日の給食献立は、令和 4 年度野上小学校児童リクエスト給食で中華キュウリが副菜部門 1 位で、キャベツギョーザ、ワカメスープも名前が挙がっており、こどもたちに人気の献立の 1 つとなっていると聞いております。

2 つ目の「有機農産物や地場農産物の利用促進について」ですが、全国には先進的に有機農業を進めている地域となかなか進まない地域があるようです。当町におきましては、有機栽培の難しい果樹が多く、農家は高齢化して、町全体で有機栽培を進めることは、なかなか難しいと思われます。そのため、有機農業・給食の先進市町村から情報収集を行い、有機農業・給食について、研究してまいりたいと考えております。

以上、「学校給食について」の答弁とさせていただきます。

(教育次長 曲里充司 降壇)

○議長（美野勝男）

以上で 1 回目の答弁が終わりました。

これより議席で、起立して質問、答弁をしてください。

6 番、埴谷高夫議員。

○ 6 番（埴谷高夫） それでは、ガイドラインのところから始めます。

1 ページ目、2019年のガイドラインを示しておりますけれども、その次が14ページになっています。ここに何が書かれているかと言ったら、フロー、設計フローが書かれていますよね。4番目が地盤調査、5番、6番があって、そして架台の設計、基礎の設計と、こう順序立っているわけですね。これはこのようにやりなさいと、なぜかという架台の設計とか基礎の設計は地盤調査がなければできないわけですね。こういうことを示しています。これは地上設置型ですけれども、営農型でも一緒ですし、年度変わっても全部一緒です、こういうやり方です。

それから19ページに、谷底平野、あそこは谷底平野ですよ。谷底低地とも言いますけれども、谷底平野、谷底低地ですよ。

書いておりますように、かなり深くまで極めて軟弱と、予想される地盤状況はそういうことですね。地盤としての良否、バツとなっていますよね。その5番目に湿地ありますね、ここでも極めて軟弱、適地は地盤としての良否はバツと、バツということはどういうことかということ、その上にありますように、対策工法が必要ということですよ。

25ページに移りますと、これは図面が載っていますけれども、その上の下から3行目ですけれども、調査ポイントは3か所以上ということになっています。最低、小規模な敷地であっても3か所以上やりなさいよと、これが次に21年度の営農型になりますと、やっぱり設計フローが載っています。付け加わったのが原位置試験、これは事前調査のときにSWS試験をやりなさいよということですよ。SWS試験で間に合わなかった、十分な結果が得られなかったら、いろいろな調査方法をしなさいと、その方法は標準貫入試験であるとか、そういうのをやって、それでもだめだったらボーリングしなさいよと、こういうことを書いているわけです。

これは課長さん言うように、守らなければならないけれども、強制ではないと、それは分かっているんですよ。しかし、これを守らんかったら悲惨な事態が起こったんですよということが国の考え方なんですよ。

ガイドライン、先ほども申しましたように、国も参加してやっているわけですから、これは絶対守らなアカンのです。守らんかったら大変なことになりますよということですから、町としては守らせるような強力な指導をしないとイケないんですよ。強制じ

やないですよ、強制じゃないですけども、そういう指導しないといけないと。そうじゃないと住民の生活と安全を守れないわけですから、条例の目的のところにあるでしょう、この条例でもって住民の生活を守らなあかと、環境も守らなあかんとされているわけですから、町が主体的にやるべきだと私は思います。

町長さん、これ今年の3月の美濃議員に対する答弁ですけども、うちからは業者に指導をして、きちんと住民の方々に丁寧に親切、誠実に向き合って説明会をして理解を求めてくださいと、その上で町に対して届出書を提出してくださいと、そうでなければ受け付けませんよということで、進めてきたところでありますと、町長さんおっしゃっているように、ちゃんとできてなかったら受け付けられないんですよ、そういうことまで言っている。これ、今変わらないですか。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 議員の質問の中での3月議会で美濃議員の答弁を今議員がおっしゃってくれましたけれども、そのことについては変わりはありません。

令和3年12月に町は条例を作りまして、その中で事業者への責務として、地域住民の方々に丁寧に説明をしてください、説明をしていなければ、町としては事業計画の届出は受理しませんというふうに条例でも書いておりますし、実際でもそういう指導をしてまいったところでありますので、美濃議員の質問に対する私の答弁はそのときから今も全然変わっておりません。

以上です。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 町条例の第10条2項7号には何とありますか。

○町長（小川裕康） すいません、ちょっと今、この質問の趣旨が分かりかねるんですけど。

○6番（埴谷高夫） 町条例、太陽光の条例です、その10条の2項7号には何て書いてありますかと聞いたんです。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 10条第2項7号には、その他町長が必要と認める書類というふうに記載しております。

以上です。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） それはどういうふうなことを想定して決めているんですか。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） それは、想定できることであれば、当然、きちんとした明記をしているわけでありまして、想定できない、そういったことも起こり得る可能性があるということで、その他ということで規定したものであります。

以上です。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） そうですね。これ以外のことが出てきたら、必要な書類を求めるということですね。

そしたら、地盤調査のテスト結果、2回やっていますね。引き抜きと横引っ張りそれからエレフットと、これは必要な書類でなぜないんですか。こんな大事な書類、住民に示されて、2回のテスト結果を住民に回覧されています。私、求めましたものに、輝産業の住所・氏名が入っています、そういう書類ですね。そういう書類が町に提出された。これはなぜ必要な書類にならないんですか。

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） 地盤調査の2回の地盤調査の結果につきましては、事業者のほうから自主的に情報提供ということでいただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 自主的に出したのは分かってるよ、分かってるけれども、それをなぜ必要な書類として、例えば、最初に出たときは、名前も入っていないわけですね、引き抜き、横引っ張り、引き抜きテストの結果については、A3の大きなやつですよ。

私、住民課長に、これは正式な文書としてもらうべきだと、だから名前も入っていないようなものを住民に回覧して、これでいいですかと言いました。しかし、今でもそういう考えですか。それは業者が自主的に出したので、私とこではもらうだけ。

先ほどガイドラインで言いましたよね、非常に大事な書類になっているわけです、この地盤の調査というのは。それなのに必要な書類にならないと、どういうことですか。

○議長（美野勝男） 休憩いたします。

休 憩

(午前9時25分)

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き会議を再開します。

(午前9時26分)

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） 地盤調査の結果につきましては、ガイドラインにそういった地盤調査の件は載っておりますが、これにつきましては、先ほども申しましたとおり、法的拘束力がないということで、また私どもも県のほうに相談したりしました。その中で、これについては強制することはできないなということでお答えをいただきまして、それにつきましても、先ほども申しましたが、これは事業者の判断と責任によって調査をするということでございますので、その結果をいただいたということになります。以上です。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） そしたら、任意に提出されたものについて、課長さんはなぜこのやり方がまずいと、1か所でいいんですか、1か所ではまずいでしょう、全部にやるべきじゃないですかというようなことを事業者に言うわけですか。その根拠は何ですか。

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） それは、事業者にもこちらのほうからは促しております。先ほども申しましたとおり、ガイドライン自体につきましては、法的拘束力はございませんが、事業者の責任によって守られるべき、守られるものという考えには変わりはありませんので、ガイドラインに沿った調査を要望しますということは伝えてはおります。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） ガイドラインに沿った調査とはどういうことですか。

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） 先ほど埴谷議員からお示しがあったように、私どももこのガイドラインは見ておりますが、地盤調査、設計に対する地盤調査であったり、地

盤調査の方法は、SWS試験が推奨されていますということを伝えてはおります。

以上です。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 何を指導しても聞かないとそういう業者が現れたら、町はどうするんですか。

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） 何を指導しても聞かないということは、条例の範囲であるとか、法律の範囲内で定められておるものに対して、何を指導しても聞かないという場合であれば、条例に基づいて対応をしていきます。勧告であるとか、そういうことになっていくと思います。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 今、課長さんおっしゃったように、ガイドラインでSWS試験をやりなさいよとなっていると、それでだめだったら、標準貫入試験をやりなさいよとなっていると。しかし、それを守らなかったらどうなるんですかということを聞いているんです。

例えば、エレフットでも引き抜きでもやって、住民に回覧したわけですよ。しかし全くのでたらめ、全くの虚偽の結果を回覧して、そして町へも出している。これはもう明らかになっています。今さらこれは正しいやろうなんていう人はないと思います。

それなのに、町は指導していると、指導していますと、しかし実際守られなかったらどうなるんですか。

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） 今、ガイドラインを守らなかったらどうなるのかという話ですが、先ほど申しましたとおり、ガイドラインには法的拘束力はございませんので、それを強制することはできないと考えています。

でも、こちらのほうでは、事業者のほうにガイドラインがこうなっておるので、これを推奨していますということはずっと伝えております。それを守らなかったからといって、町では許可権も何もございませんので、それは私どものほうからお話をしていく、ずっと続けていくということでございます。

以上です。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 私、先ほど町長さんの3月の答弁、最初をはしょりましたけど、最初はどのように書いてあるかという、先ほども申しましたように、先ほどは関係ないですけど、町とすれば、許可権もない、認可権もないという中で、じゃあできることは何かということで、うちからはと始まるわけですね、さっきの文章に続くんです。

もう許可権も認可権もないのは分かってあるんです。条例も不備ですから、条例も不備って言ったらまたあれか、まあ条例も不備ですよ。実際、私、神戸市とかいろいろなところの条例見ましたけれども、やっぱりもっとちゃんとした条例ができています。やっぱり不備があると思います。

しかしその中でも、業者に対してちゃんと指導して行って、そういうことにならんかったら、受け付けませんよとまで言っているわけです。課長さんの態度とは違いませんか、執行部でそこがあるんじゃないですか。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 埴谷議員の条例についても今、御意見もいただきましたけれども、先ほども申しましたように、この条例は令和3年12月議会、この議会の中で議員さん皆さんとああじゃない、こうじゃない、そういうことがあって、皆さん全員に可決していただいて、条例を整備したものであります。

議員言われたように、どこそこのまちでは何も規制がないままにやりたい放題というのはちょっと言葉は悪いですが、そういうことがないように紀美野町は条例を作って条例でできることはしていこうと、あくまでもこれは環境破壊にならないよう、また地域住民の迷惑、危険にならないように、そういったことを条例の目的として作っているものでありまして、議員言われるように、町長と担当課長の考えは違うんじゃないかと、決してそういうことはありません、同じスタンスで動いております。

先ほどから議員が言われたガイドラインのお話もされていました。当時、始まった頃は何にもないということの中で、事業者、業者のほうも業者のための基準を指針ということでガイドラインが作られたと思います。業者に対しては、このガイドラインというのを作りましたので、ガイドラインに沿ってというふうな、国からのお話であったと思いますし、当然業者とすれば、今まで基準がなかったんですから、そのガイドラインというのは1つの基準、指針になっているというふうに私は考えております。

ただ、法的拘束力がないですから、絶対に業者は守らなければいけないというものではなくて、業者は業者でいろんなことを当然考えるべきものだと、業者の責任において

判断して事業を進めていかれるものと、そういうふうに認識しておりますので、業者に対しては、町とすれば、いろんな条例に基づいてでも指導はしておりますし、今後もしていくということでございます。

決して町長と担当課長の意見が食い違っているということはありませんので、それはそういうことで説明をいたします。

以上です。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） そこで押し問答していても始まらないので、先に進みますけれども、そしたら、法的に規制のある事柄をこれから問題にしたいと思います。

経産省が使用前自主検査及び使用前自己確認、これは方法ですけども、そういう法律をこの3月20日から実施されています。これはガイドラインの次のページに書いています。

この7番のところ、基礎及びアンカー強度の確認、ここにはどういうことが書かれていますか。

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） 埴谷議員から御提供いただいております今日の資料の中で、基礎及びアンカー強度の確認というところをちょっと読み上げさせていただきます。

（a）確認方法、支持物の基礎及びアンカーは設計荷重に対して上部構造に支障を来す沈下、浮上がり及び水平方向への移動が生じないことを図面等によって確認する。

（b）判定基準、①基礎に作用する押込方向、引抜方向、水平方向の応力に対して抵抗力があること。②構造計算によって基礎の抵抗力が与えられている場合は、当該設備の地盤特性（土質、N値等）が適切に設定されていること。③載荷試験によって基礎の抵抗力を確認している場合は、適切な試験方法で実施されていること。④は割愛します。

以上です。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） そしたら次のページ、電気事業法の技術基準適合命令には何と書かれていますか。

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） 電気事業法の第40条でございます。

主務大臣は、事業用電気工作物が前条第1項の主務省令で定める技術基準に適合して

いないと認めるときは、事業用電気工作物を設置する者に対し、その技術基準に適合するように事業用電気工作物を修理し、改造し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができると記されております。

以上です。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） これは省令ですから、もちろん罰則があるわけです。これを守らなかったら、事業者は罰則を受けると、こういうものですよ。

そしたら最初のアンカーのところ、土質とN値等が適切に設定されていることとありますけれども、今度の事業者は設定されていますか。

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） 強度計算書の中で、土質は粘性土、それからN値は4と設定をされております。

以上です。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） それ次に聞くはずだったんですけど、先言ってもらったので、先端N値4、こう書かれている。これはどこで測って、この4が出てきたんですか。

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） この強度計算書にあるこのN値をどこで測ったかというのは、事業者からは聞いておりません。

以上です。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） 聞いてないっていうのはどういうことですか、再度答弁願います。

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） どこでというのは、その事業地内のどの場所かというところで、どの地点でというのは聞いてはおりません。

以上です。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） そしたら、その上の周面支持もありますよね。N値の平均3.5、それからそれに基づいて52.5と、一軸圧縮強度が出ている。その下もそれは2

分の1ですから、もうこのとおりですよ。

N値が3.5、周面支持が3.5とか、先端N値が4とか、これはあの敷地内で測って出た数字ですか。

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） 先ほどの地点と言いますか、ここに記載されておる強度計算書には、案件名のところで番地が記載されております。そこで判断したものと私は認識しております。

以上です。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 強度計算書の一番初めのところ、9のところにグラندスクリューの計算N値3.5と書いています。全部一緒なんですよ。

あの事業所、最初7か所ありますよね。7か所の設計図面、7か所やけど、私いただいたのは5か所やから5か所です、5か所でいいです。5か所全部一緒、N値が全部一緒です。一番奥のぬかるんだところも、それから入口の少し固いところもN値が一緒、そういうことで理解していいんですか。

その地盤で測ったと、業者は測ってないんですよ。測ってたら、その検査結果を出すはずでしょう。住民が土質の調査はどうなってますか、N値は何ぼになっていますかと聞いているわけですから、測ってたら出てくるはずでしょう、そのときに。出てないんですよ、測ってもないんですよ。本当に計ったんですか。それ、責任持って言えるんですか。

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） ここで測ったかどうかというのは、問い詰めたりはしていません。ですが、こういう強度計算書が出てきた、事業者の責任において、これを作成して出てきたということは、こういう土質であるということを事業者は判断しておるというふうに考えております。

以上です。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 条例に、虚偽の報告をしたら、町は勧告できるとありますよね。私、ちょっと条例どこやったか分かりませんが。虚偽の報告ってどうやって分かるんです。確かめもしないで、聞いてもないと、そしたら私、これ虚偽やと言って

るけれども、あなたは、これは事業者の判断で書いたものだからと受け取っている。
そしたら虚偽なんてないでしょう、それだったら。虚偽がないことになる、全て業者の
言いなりで認めていたら、虚偽なんて指摘できないでしょう、勧告もできませんよ。

○議長（美野勝男） 暫時休憩します。

休 憩

（午前 9時47分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

（午前 9時49分）

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） 虚偽で勧告ができるところというのは、条例の18条に
記載はしております。

ここで言う勧告できる条件につきましては、第2号で10条、いわゆる事業計画の届
出をしなかった場合であるとか、または虚偽の届出をしたときとは書いておりますが、
この虚偽というのは、要は全然違う場所であったり、全く全然違うつくりのものであつ
たりというところの虚偽、それは見て分かるものでございます。それをしたときという
ことです。このような細かい技術的なところまでの審査は、町では行ってはおりません。
以上です。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） もう情けないな。

あのね、第10条見てごらんなさいよ。2の4に再生可能エネルギー発電設備の構造
及び発電出力、構造を書いて出しなさいよとなってるでしょ、事業計画書に。そして
事業計画書に構造を書いて出しなさいということで、これが出てくるんでしょう、強
度計算書が。それが虚偽か虚偽でないか、私は関係ないと、事業者が出したんですから
って、それでいいんですか。それで条例の最初にある安全で安心な生活環境を守ると言
えるんですか。

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） 確かに事業計画の届出のところには、再生可能エネルギ
ーの発電設備の構造というのも記載をしてもらいます、届出書には。そこには、地上設

置型であるとか、今回のような営農型であるとか、アルミ架台であるとか、そういったことを書いていただくものでございます。

私どもも県も同じような、同じようなといいますか、太陽光発電に関する条例を整備しておりますので相談をさせていただきました。

県のほうでも、県は許認可制ではありますが、事業者の判断と責任で実施したそういった強度計算書を基に調査結果と見比べて審査をしていると、その細かいところといいますか、その数字の根拠までは審査していないということでございました。そこは事業者の責任で行うべきであるというふうな話でございました。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） 課長さんは、最初は、この地盤で計算された、調査されたものを載せているとおっしゃったんですよ。それは根拠がないと私が言ったら、それは業者は業者で自分でやることやから、私ところは関係ないと。ところが町は今はおかしな話でしょう。条例で言っているのは構造ですよ、構造について出しなさい、構造について出しなさいと言って出されてきたわけでしょう、このN値が。それが違うと私主張してるのに、それは業者が勝手にやってることやから、私のところ関係おまへんよと、こんな話ありますか。

構造で一番大事なところですよ、N値というのは。N値が何ぼになるかによって、N値が本当に30、40って、そんなことはありませんけれども、固い地盤であつたら問題にならないんですよ。私たちが問題にしているのは、あそこは谷底低地で、軟弱地盤で、支持層まで何メートルか分からないと、だから検査しなさいよと言っているのに、N値がこんなところで出てきたらおかしいでしょうが。

○議長（美野勝男） 暫時休憩します。

休 憩

（午前 9時55分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

（午前 9時56分）

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） 先ほども申し上げましたとおり、事業計画書で求めている構造というのは、そのようなN値云々というところまでは求めておりません。構造はどのような形のものなのか、要は地上設置型なのか、営農型であるのかとか、そういったことを記載してもらおうところでございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 構造の言葉の定義、そんなところから始めなアカンのですか、構造はそんな単純なものですか。

例えば、家の構造だったら、図面が5種類あると言われています。そういう図面を出すと、私、今ちょっと5種類の図面どんなんだったか思い出せませんけれども、そんな単純なものではないはずですよ、構造を示すんやから。それは勝手な解釈じゃないですか。

そしたら、この構造計算書は要らないんですか、こういうものは。これも勝手に出してきたものということですか。しかし、勝手に出してきたものでも、申請書についてるわけでしょう、申請書についてたら、この中身は何でもいいわけですか。数字が間違っている、でたらめでも何でもいいんですか。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 今は条例第10条の事業計画の中での構造ということで、議員が家の構造とかという例を出されたわけですがけれども、議員もおっしゃっているようにこの条例というのは、大きな目的というのは、第1条にうたっておりまして、もちろん景観もそうです、町民の安全で安心な生活を守るということも大変大事なことであります。

そうした中で、事業計画で出してもらう書類の中に当然いろんなことがあります、今言われている発電設備の構造及び発電出力、出力というのはもう大変大事なところであって50キロワット未満でなければ、これは許認可が要ということで、町とすれば50キロワット未満というふうに書かれておるんですが、そうしたときに、構造ということここをうたっております。勝手な解釈と言われますけれども、構造というのは大事なところで、地上へ設置するんか、もう一つは、今言われている営農型であるんかということによって、できるものが違うわけなので、そういったことを事業計画の書類へ記載してもらって提示してもらっているということなので、議員言われる、そこまでの

N値の値がどうのこうのというあたりのところまでの構造を求めているものではないと、
そういうことでこの条例を作っております。

以上です。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） じゃあ求めてないから、相手が出してきたものについては数字が間違っている構いませんと、そういうことですか。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 間違っている構いませんとは、決して言っておりません。

以上です。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） そしたら、N値は検証してないんでしょ、業者もやってない
と言うんですよ。これ推定N値でしょうが。業者が計算するのに、勝手にN値を作って、
そして便宜上やってるんでしょ、現場のN値じゃないですよ、そんなんでもいいんですか。

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） このN値の測定していないとかっていう話は、私どもは
そういう話は聞いておりません。

以上です。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） このN値が3.5とか4というのは、なぜ問題なのかと言っ
たら、住民に対して回覧されましたよね。横引っ張り、引き抜き、そしてエレフット、
そこに使われてるんですよ、これが。大きな問題でしょう。

住民に対してこういう推定N値が使われて、これで問題ありませんって言ってるんで
すよ。エレフットなんかは350ニュートンですよ。車やったら、軽四1.5トン車が
二十数台置いても大丈夫というようなことになってるわけでしょう。無茶苦茶なんですよ、
これを基にやったら。実際測ってないんやから。それやのにエレフットでも横引っ張り
でもこれが使われてる、これが問題なんですよ。それは町に関係ないから、それも関係
ないというんですか。

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） N値に関して推測でという話は、私、埴谷議員から今初
めて聞きました。初めて聞きましたので、この件につきましては、事業者にお話をして

いきたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 話してそういうことだったらどうするんですか。

○議長（美野勝男） 質問の要旨、聞き取れなかったということで、もう一度発言願います。

○6番（埴谷高夫） 推定N値だったらどうするんですかって。

○議長（美野勝男） 暫時休憩します。

休 憩

（午前10時05分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

（午前10時07分）

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） 先ほども申しましたが、この話、ちょっと今、埴谷議員のほうから初めて聞きましたので、その件については事業者の確認をしないとちょっと分からないので、確認をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） これを出されてからどれだけたつんですか、そんなこともやってないと、今指摘されて初めて確認します、話にならないですね。

というのは、先ほども言いましたように、一番肝心なところなんです。杭が2メートルじゃ届かない、これが問題になっていると、この杭で2メートルのグラウンドスクリーンの計算、これでいいのかどうか、これが問題になっていると。

そして、N値に基づいてエレフット検査がやられて、そういう結果が出ていると、重大な問題なんです。そこをきちっと押さえてください。

今からでも遅くない、聞くっていうんですから聞いてもらったら結構です。聞いてもらって、それは推定N値ですよってなったときに、そしたらどのようにするかというのを考えてください。

そのときに新しく、先ほど来から言ってるように、使用前の自主検査、使用前の自己確認、こういうのが省令で決められていると、N値を出しなさいよ、これは法律で決まっているんですから、これをやらなかったら罰則があるということですから、きちっとそこら辺は確認してください。

そして、これは時期について書いてない、これがみそですよ。いつやったらいいかって書いてない。ところが私、ガイドラインで先ほど申しましたように、地盤調査があって、そして幾つかの項目があって、最後に設計があるんですよということになっています。しかしもう設計できてるんですから、大変な問題だと思います。

それでは、協定書についてちょっとお伺いします。

協定書をお渡ししていますよね、協定書の一部ですけれども、名前は伏せてあります。ここの1、営農型太陽光発電事業対応のこれからの流れについてというのと、それから前略って書いたもう一つの文書、前文だけ、最初は1のところ、次は前文だけ、ちょっと読んでもらえますか。

○議長（美野勝男） 暫時休憩します。

休 憩

（午前10時11分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

（午前10時13分）

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） 営農型太陽光発電事業対応のこれからの流れについて、曲谷垣内委員様ということで、ある人物から文書が出されています。1、小濱重尚でいいんですかね、取締役という名称の問題、7施主事業者の代表としての取扱い、杭引き抜きテストの結果等と、いろいろ不審点や納得のいかないところはあるものの、前述は役場も知っていて、ID取得者に変更がなければ、事業届を受け取るということです。いろいろもっと事実を示せ、疑うことも多々あるとの意見があるのは承知していますが、結論的にはこの事業を止めることができません。

それから続くわけですけれども、それは割愛して、次のページで前略、やっぱり曲谷垣内委員です。諸事情により、役場の協力を得て、協定書の原案を作成いたしました。

民の協定書作成でも有効とのことでしたので、一読いただき、訂正箇所や加筆等がありましたらお教えください。協定書の作成は説明会が終了し、事業者が確定した時に作成しようと考えております。よろしくお願いします。こういう文書です。

これは、全く眉唾で役場のあずかり知らないところ、関係ないところ、そういうことですか。

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） この文章自体は、初めて見させていただいています。ちょっと詳細というのは全然分からないんですが、この協定書の諸事情により、役場の協力を得て協定書の原案を作成いたしましたという部分につきましては、事業者と地域とで協定書を締結したということは報告は受けて、知っております。地域からの要望で協定書の雛形について相談があって、インターネットで紹介されている一般的なサンプルを提供したということです。

協定自体は、地域と事業者が話し合っただけで締結したものと認識しております。

協定内容についても、地域と事業者が話し合っただけで決められたと聞いております。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） 役場の協力を得て協定書を作ったんだと、いろいろな問題があるけれども、それは役場も知っていて、いろいろもっと事実を示して、ID に変更がなければ、事業届を受け取るとのことですか。これはいいんですか、これで。こういうことだったんですか。

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） まず、前段の名称の問題であるとか、代表の取扱いであるとか、杭の引き抜きテストの結果について、納得されてない住民の方もいらっしゃるということは、私もそれは承知しております。

ですので、この前述は役場も知っていてというのは、そういうことになるのかなと思います。

ID 取得者に変更がなければ事業届を受け取るとのことだと思いますというところは、届出制でございますので、この事業届というのは、ちょっと何の届けなのか、ちょっと不明ですが、届出があれば、それは受け取らない理由がないのかなと思っております。

以上です。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） この方は、止めようがないということで書かれているんですよね。どういふことで協定書を結んだかと、もう止められないんだと、早く結ばないと不利になると、早く結んで区とかに優位な関係で、有利な状態で協定書を結んで、そして進めないと役場は受け付けて、そのまま事業届、着手届も受け取ってしまうと、このまま進行してしまうといふことで、こういうことが書かれているんですよね。

役場はそういうことをこの方に言ってきたんでしょうか。

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） 埴谷議員がおっしゃる、この事業は止めることができないから協定を結んだほうがいいですよとは言っておりません。違法開発でない限り、止める権限が町にはありませんといふことは伝えております。

以上です。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） じゃあ、この方が書いている結論的にはこの事業を止めることはできません、これは間違いですか。

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） これが間違いであるか、どのように、どんな意図で書かれたのかといふのは私は分かりませんので、今の御質問はちょっと分かりません。

以上です。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） そしたら結論だけ話します。この事業を止めることができないのですか。

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） 違法開発でない以上、止める権限は町は持ち合わせていないといふことでございます。

以上です。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） そしたら、先ほど私、3 月の一般質問の美濃議員の答弁を引用しましたがけれども、もう一回読みますよ、最初、前段省きまして、業者に指導してきちんと住民の方々に丁寧に親切、誠実に向き合って説明会をして理解を求めてください

と、その上で町に対して届出書を提出してください、そうでなければ受け付けませんと
いうことで進めてきましたと言っていますけれども、一部を除いて町民というか、檜河
池なんかは皆さん反対ですからね、隣接の住民、関係する住民は反対してるでしょうが、
なぜ反対か、ちゃんと地質調査や土地の調査、土質の調査をしてないから反対してるん
でしょ。

そしたら、受け付けませんと言って、ここまで言い切ってる。矛盾してませんか。

○議長（美野勝男） 暫時休憩します。

休 憩

（午前 10 時 23 分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

（午前 10 時 26 分）

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） 事業の着工届についてはまだ出てきていません。ですが、
事業計画書につきましては、2 回の説明会が終わった時点で、それぞれの区長さんにも
お聞き取りをさせてもらって、事業計画書の届出を受け取ることにしてお話をし
ております。

以上です。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） ちょっと条例のところへ戻りまして、規則の附則のところ、
別記 7 には何と書かれていますか。

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） 別記 7 号には、再生可能エネルギー発電事業の実施に伴
う崖崩れ又は土砂の流失若しくは再生可能エネルギー発電設備の破損等による災害の発
生を防止するために講ずる措置の概要というふうに書かれています。

以上です。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） 再生可能エネルギー発電設備の破損等による災害の発生を防
止するために講ずる措置の概要とはどういう書類ですか。

○議長（美野勝男） 暫時休憩します。

休 憩

（午前１０時２８分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

（午前１０時３０分）

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） 別記７号の措置の概要ですが、これも文書で書いていただいています。図面と、それから２メートルの杭を打ち込むという部分と、それからパネルの破損で損害が生じたときは、保険を使って賠償をしていきますという旨の文書を書いていただいています。

以上でございます。

○議長（美野勝男） ６番、埴谷高夫議員。

○６番（埴谷高夫） 発生した後の話、書いてるんじゃないですよ。発生を防止するために、発生する前に、それを防止するために書かれているんでしょ。保険関係ないでしょうが。

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） すいません、一部抜けておりました。

スクリー杭について、風速５０メートルから７０メートルに耐える設計を施すということを書いております。

以上でございます。

○議長（美野勝男） ６番、埴谷高夫議員。

○６番（埴谷高夫） そしたら、また話戻ってしまうんですけど、この強度計算が問題になってくるわけでしょ。強度計算で推定Ｎ値って申しますけれども、まだそれは確認されてないから分かりませんっていうことですけども、ここに載っているのは、Ｎ値３．５と４でしょ。それでスクリーの計算がされてると、２メートル杭で届くかどうかとも分からない、それでなぜ予防措置と言えるんですか。予防措置と言えるなら、確実にこの２メートル杭で支持層まで届いて、そして換算Ｎ値じゃなくて、Ｎ値がはっきりしていて、これで大丈夫ですよというのなら分かりますよ。どうして予防の措置が

取られていると言えるんですか。

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） 先ほどのN値というのは、埴谷議員からお話を聞いて確認をするというふうになっています。それも、これを出されたときは、その強度計算書によって50メートルから70メートルの風には耐える計算になってますという話を受けております。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） そしたら確認していただいて、これがそういうことでありませんと、このN値は計ったものではありませんということになったら、この破損等による災害の発生を防止するため、講ずる措置ということで、正式なものが出てくるわけですか。そして正式な文書となるわけですか。

あなたが言うように、この強度計算書は正式な文書じゃありませんと、業者が勝手につけてきた文書ですと。ところが今言ったのは、この災害の破損等による災害の発生を防止するために講じる措置の中にスクリー杭があるんだとおっしゃってますよね、それは矛盾してませんか、言ってることが。

そこでスクリー杭持ってくるんだったら、この条例に基づいて必要な書類として要求してるんだったら、当然、この検証がなされてなかったらおかしいでしょうが。

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） 先ほども申しましたが、このN値であるとか、土質の件につきましては、事業者にも再度確認をして、適切な対応したいと考えています。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 6番、埴谷高夫議員。

○6番（埴谷高夫） それは、今みたいな話と変わってきてるんですよ。そういう自覚はありませんか。

今言ってるのは、7に基づいて、破損等による災害の発生を防止するために講ずる措置の概要、この中に、この強度計算書に載っているスクリー杭が入ってくると、こういうわけですよ、今はね。

しかし、今まではそういうことをおっしゃってなかった。これは全く別ものですから、私が要求しているもんじゃありませんと、町で要求しているもんじゃない、勝手につけ

てきているんですよということだったんですよ。そうじゃないでしょうが、今の答弁だったら。

そしたらこの結果に基づいて、もしこれが違っていたら、町は虚偽の報告をしたってということで、勧告は出すんですか、出さないんですか。

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） 先ほども申し上げましたとおり、この事実、私どもも今、埴谷さんからの指摘があつて、そのことをまずは事業者を確認をして、その後、その内容によって適切な対応をしていきたいと考えています。

以上です。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） 適切な対応の中に勧告をして、そして土質調査をちゃんとやりなさいということが入るわけですか。

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） 事業者の回答によっては、この 17 条の指導及び助言、それから 18 条の勧告も範囲には入ると思います。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） それはそしたら早急に事業者に質してもらえますか。

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） 事業者はその件について確認をしたいと考えています。

以上です。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） 事業者も、このガイドラインに戻りますけれども、ガイドラインを守らないということ言ってるわけじゃないんですね。

例えば、次に資料をつけていますけれども、太陽光発電の環境配慮ガイドラインというのをつけてます。それをちょっと縮小して、本当は A3 版なんですけれども、A4 版に縮小して添付しました。

それは、強度計算書のもう一つ手前の 1 ページ、ここのところで、1 の土地の安定性というところありますよね。3 番目、これは何て書いていますか。

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） 工事中の土地の安定性を確保するため、地域の気象、地形、地質等を考慮し、適切に工事を行うと書いております。

以上です。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） 業者も地域の気象、地形、地質等を考慮し、適切に工事を行うって自分で言っているんですね。これで丸ついてますから、こうやるというわけですよね。

だから自らこの環境ガイドラインに基づいて、地質について考慮してやるということは、地質調査せんかったらできませんもんね、そういうことですよ。そういうことでいいですか。

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） そのこのところに事業者が自ら丸をしておるので何らかの形でそれを考慮し、適切に工事を行うものと考えております。

以上です。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） これは申請書に出している書類です。しかし、町で認めてない、求めてない書類ですか、これは。勝手に書いて、これはうちは関係ありませんという書類ですか。

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） この書類は、ガイドラインに対する検討結果ということで、検討したかどうかというところの書類でございます。これは事業計画を出していただくときにつけていただく書類でございます。

以上です。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） 対策の検討ですよ、もうつけてもらおうと、そしてこれをやると、やらなければならないということで、自ら認めているんですから、そしたら、右下のほうに事業予定の周知っていうのがあります。そこをアンダーライン、マーカーで引っ張っていますけれども、事業計画案の説明、そこをちょっと何て書いてあるか、教えてもらえますか。

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） 事業計画案の説明の欄でございますね。

事業計画認定申請前の設計案を検討している段階で、市町村や都道府県等からの助言を踏まえ、適切な範囲の地域住民等に対し、事業の概要や環境配慮の取組等を含めた事業計画案の説明を行い、意見を聞き取る。

一段下は、事業計画案の説明等を通じて地域住民等から寄せられた意見に対し、それらを勘案して採用する対策について、回覧板等を通じて地域住民等へ知らせると記載されております。

以上です。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） もう一つ上も読んでもらいたかったんですが、結構です。

計画に関する懸念事項等を聞き取るとなっていますよね。この3つのことを地域住民に対する公約で、彼らは丸をつけているわけです、4 つですね。その上も入れたら4 つ。

だから、懸念事項を聞き取ったり、説明して意見を聞くと、回覧板で伝えたと、こういうことを役場に対して、彼らは守りますよって言って、やっているんですね。

ところが守られてない。なぜかと言ったら、でたらめな検査結果が出回っていると。でたらめな検査結果、エレフットと引き抜き検査、あれはでたらめと認めますか。

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） 事業者の責任と判断で行われるものでございますので、その結果が虚偽であるかどうかの判断はこちらではできません。

以上です。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） 住民はそしたら、この検査結果は偽りであるということを言
って、住民が事業者に言わないと、町は関係はありませんと、そういうことですか。住民と業者間でそれをやってくださいよと、そういうことですか。

○議長（美野勝男） 暫時休憩します。

休 憩

（午前10時48分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

(午前 10 時 50 分)

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） 地盤調査の件につきましては、6 月議会で埴谷議員から地盤調査の結果を虚偽であるという指摘を受けましたので、その後、事業者を確認を行いました。

事業者は虚偽という根拠が理解できないが、自分の判断と責任で行った検査結果において十分強度があると判断しているという主張でございました。

ですので、虚偽かどうかという件につきましては、こちらのほうでそれが虚偽だと決めつけることもできませんし、それを判断することもできないというのが実情でございます。

以上です。

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） 虚偽か虚偽でないかって見れば分かります、素人でもね。

エレフットについては、検査結果の数字が出てないわけですから、後で出してきましたけれども、後で出したのも押し込みゼロなんていうところがあるわけでしょう。それを見ただけで虚偽だって分かるでしょうが、単純な問題ですよ。検査の仕方もおかしい、検査箇所も偽っている、いろんなところで不備があるでしょうが。引き抜き、横引っ張りも同じです。全く検査のやり方がでたらめ、垂直、鉛直方向に引かなければならないのに斜め上に引っ張っている、横方向も 30 センチで引っ張っている、本当は 2 メートル数十センチで架台が高いんですから、そこで引っ張らなければならぬのに、そんな下で引っ張っている。ましてゲージもつけてないと、ゲージもつけずにやっているのに、これは地耐力ありますという結論が出されていると、全くでたらめでしょうが。

それを町は業者が勝手にやってるんやから、関係をおまかせって、これで済ますんですか、住民はそれでは納得できないですよ。やっぱり指導というのは、そりゃおかしいですよというのが指導です。ちゃんとやりなさいよというのが指導です。指導が全然できてないんでしょうが。指導すると言いながら肝心なところで指導できてない、こういうことですよ。

町長さん、指導、監督。

○議長（美野勝男） 質問時間が終了しました。

時間ですけれども終わりましたか、質問。

- 6 番（埴谷高夫） 終わっていないけれども。
- 議長（美野勝男） 答弁は行うことにいたします。
- 議長（美野勝男） 暫時休憩します。

休 憩

（午前 10 時 53 分）

再 開

- 議長（美野勝男） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前 10 時 54 分）

- 議長（美野勝男） 小川町長。
- 町長（小川裕康） 今日は議員からいろいろ御指摘、我々も知らなかったこともいろいろお話もしていただきました。

今日のこの一般質問を受けて、適正に進めてまいりたいと思います。

- 議長（美野勝男） 以上で、埴谷高夫議員の質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩

（午前 10 時 54 分）

再 開

- 議長（美野勝男） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

（午前 11 時 09 分）

- 議長（美野勝男） 続いて、3 番、桐山尚己議員。

（3 番 桐山尚己 登壇）

- 3 番（桐山尚己） では、2 点質問いたします。

まずは、樫河池の太陽光発電事業計画についてであります。

当該の太陽光発電計画については、令和 4 年 3 月定例会に計画反対の請願が提出されたことを受け、全会一致で請願を採択し、紀美野町議会として反対を表明したにもかかわらず、事業者は計画の取り下げをしておりません。

一方で、説明会での配布資料やその他関連資料の間違いや捏造、現場での不適切な試験方法など、事業者の各種対応に関して、地域住民や専門家の方々からは様々な問題点

が指摘されています。

こうした問題点の解決や住民の不安を払拭することなくこのまま計画が進行してしまうことにより、将来的には大きな事故の発生やそれに付随する問題が噴出するおそれがあり、現状を看過することは到底できません。

本件の進捗状況や今後の見通しに加えて、執行部として当該計画に問題点があると認識しているのか、あるいはないと認識しているのか、現状をどのように認識し、そして対応していこうとしているのかをお尋ねいたします。

2点目です。

南海トラフ巨大地震への備えについてであります。

南海トラフを震源とする巨大地震は、過去に何度も日本を襲っています。今後30年以内にマグニチュード8から9クラスの巨大地震が発生する確率は70%から80%と言われ、近未来に高い確率で発生する可能性があります。

数十年に一度、100年に一度と言われるような大雪による雪害や集中豪雨による水害がここ1年足らずの間に二度も紀美野町を襲いました。そして我々は、その大きな破壊力、影響力を目の当たりにしました。これが巨大地震となれば、その被害ははかり知れないものとなるはずです。

紀美野町としては、現時点で南海トラフ巨大地震に対して、ハード・ソフトの両面でどのような備えをしているのでしょうか。

また、それをどのような形で町民に周知しているのかをお尋ねいたします。

(3番 桐山尚己 降壇)

○議長（美野勝男） それでは、桐山尚己議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

東浦住民課長。

(住民課長 東浦功三 登壇)

○住民課長（東浦功三） 桐山議員の御質問にお答えいたします。

まず進捗状況ですが、経過も含めてお話しさせていただきたいと思います。

動木地区樫河池下で計画されている営農型太陽光発電事業につきましては、令和4年3月19日と同年6月18日に動木地区とかしこ池地区を対象に事業者による説明会が行われ、同年7月13日に事業計画の届出がされております。

同年11月15日に地域からの要望により、現地で事業者による引き抜き試験が行わ

れました。令和５年２月３日に曲谷垣内委員会と事業者の話し合いが行われ、同年３月１０日に再度の説明会を経て、３月１７日に一部事業区画の変更の届出がされております。

また、曲谷垣内委員会からの要望で同年５月１３日に再度事業者が地盤調査を実施、同年５月２８日、６月１３日に曲谷垣内委員会と事業者の協議が行われ、協定書が締結されたという報告を受けております。

また、ＦＩＴ認定事業者の変更については、令和５年７月１４日に認定されたことを確認しておりますが、現在は一部追加地番の申請中であるという報告を受けております。ですので、現時点では着工されてはおりません。

今後の見通しとしましては、追加地番のＦＩＴ認定がされた後、着工の届出がされるのではないかと考えていますが、それがいつかということは、現在のところ聞いてはおりません。

また、当該計画に問題点があるのかないのかという点については、先ほど埴谷議員からの指摘がございましたので、その点については事業者の確認をしたいと思います。

町としましては、一部の住民の方が当該計画に対し異議を示されているということは認識しております。事業者に対し、関係法令を遵守するとともに、地域の理解を深める努力を継続して行うよう今後も指導してまいりたいと思います。

以上、答弁といたします。

（住民課長 東浦功三 降壇）

○議長（美野勝男） 坂総務課長。

（総務課長 坂 詳吾 登壇）

○総務課長（坂 詳吾） それでは、私のほうからは、桐山議員の２番目の「南海トラフ巨大地震への備えについて」の御質問にお答えいたします。

平成２６年に和歌山県から公表されました「和歌山県地震被害想定調査」では、南海トラフ地震が発生した場合の紀美野町の予測震度は６弱となっており、地震の揺れによる全壊・焼失棟数は２７０棟という試算になっております。

当町は津波被害を受けることがないことから、住宅に対する耐震等の減災対策を中心に行っております。

まずは町内の木造住宅を対象に、耐震診断及び耐震補強設計、耐震改修工事また耐震ベッド、耐震シェルターの設置に対しまして補助金を交付しております。

また、減災対策事業としまして、家具固定や感震ブレーカーの設置に対して補助金を

交付しており、これらの補助金につきましては、町広報誌・ホームページを通じて周知を行っているところでございます。

ハザードマップについては、平成31年3月に土砂災害ハザードマップを作成しており、全戸配布を行っております。

また、紀美野町のホームページでハザードマップを公開し、周知をしております。

今後さらに情報伝達アプリ「ライフビジョンきみのナビ」等も活用し、改めて周知を図り、減災に努めてまいりたいと考えてございます。

以上、「南海トラフ巨大地震への備えについて」の答弁とさせていただきます。

(総務課長 坂 詳吾 降壇)

○議長（美野勝男） 以上で1回目の答弁が終わりました。

これより自席で起立して、質問、答弁をしてください。

3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） ではまず、樫河池下の太陽光発電事業計画について、先ほど埴谷議員のほうから、様々な問題点が指摘され、執行部のほうも認識してなかったようなところもあったということで、再認識をいろいろしていただいたかと思います。

それで全てではもちろんありませんけれども、私が今ここでちょっと確認したいのは、この再生可能エネルギー事業というのは、国策で進められているわけですね。日本政府が国際社会に対して、2013年比で、2030年までに46%の二酸化炭素排出量の削減をするというふうに約束したわけです。それが大本にあるわけです。

国際社会に対する約束ということで、国も関係省庁を中心にして、太陽光発電であるとか風力発電であるとか、そういった関連の事業を少しでも広く早く進めるようにということやってきたという経緯があります。

ただし、こういう国策の事業というのは、お金がつかますから、ビジネスチャンスなわけですよ。だからどうしても、これは日本だけではなくて、世界各国そうですけれども、いろんなところでマネーゲームが展開されるということになっているわけです。

我々一般国民や皆さんのような行政に携わる方々、そういった真面目な国民というのは、地球温暖化対策に資するという崇高な目的を持って、そういう方向に邁進していこうというふうに皆さん思っただけだと思いますし、そういうふうに紀美野町行政も進んでこられたというふうに思います。ただし、現実はその甘いものでもないというところがございます。

これは、約２年前にNHKが報道をしていたことではありますが、太陽光事業発電事業を行うに当たって、そのまま当初の目論見どおりこの地域で太陽光発電事業やろうと思ったら、いろんな規制がかかってくると。皆さんよく御存じのように、環境影響調査であるとか、そういったコストのかかるいろんな問題が生じてくるわけですね。

ただし、ビジネスをやろうとするほうは、営利目的ですから、何とかコスト削減を図らないといけないと、そこがまず第一に来るわけです。

ですからここでNHKの番組で指摘されていることは、ある業者が５区画を購入したと。そこで太陽光発電事業をやろうと。ただしそのままやったら、いろんな規制に引っかかってくるから、そこを５分割して、１区画を５０キロワット未満にして、引っかからないようにして、最低限のコストで済むようにしてやろうとした。ただし、そのまま自分の名前を使ってはできないですから、転売をして５つの事業者名で、実際の事業をやってもら。ただし、太陽光設備そのものの建設であったり、そういったものはもとの業者が行うと、こういう問題が指摘されています、もう２年前です。

今回の樫河池下の事業というのは７区画ございます。私からすれば、実態は１つの業者で７つの区画に分割したんじゃないのというふうに疑わざるを得ないような、そういう案件であります。あくまでも疑いですよ、私個人の。ただそれを裏づけるような関係事業者の発言であるとかそういったものもあったやに聞きます。

一度、元締めの方は転売してしまえば、あとは一抜けたで終わることもできるわけです。でもその転売を受けたそれぞれの区画の事業者さんは、実は、当該の土地が太陽光発電に適してなかったということをよく把握してなかったというようなケースも当然起こり得るわけですね。いろんなパターンの問題が考えられます。

今回の７区画のうちの１つに、株式会社チェンジ・ザ・ワールドというところがございます。この株式会社チェンジ・ザ・ワールド、現在の状況に関して、どうなっているのかというふうに執行部は把握されていますか。

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） 桐山議員の再質問にお答えいたします。

もともと樫河池下で事業を計画しておりました７事業者のうち、チェンジ・ザ・ワールドという会社につきましては、２月だったと思うんですが破産をいたしまして、現在は破産管財人の所管になっておると聞いております。その後の動きは全くございません。以上です。

○議長（美野勝男） 3 番、桐山尚己議員。

○3 番（桐山尚己） そうですね。帝国データバンクの情報によりますと、この株式会社チェンジ・ザ・ワールドというのは、2 月 2 7 日に東京地裁より破産手続開始決定を受けたと、負債総額 3 8 億 4, 3 8 4 万円、債権者約 1 万 2, 0 0 0 名ということになっております。

この会社は調べてみますと、太陽光発電の事業区画を自分のところで持って、パネル 1 枚に対してその発電の権利を個人に売ったりというようなことをしていたと、転売ですよ、言ってみれば、そういう切り売りをしていたと。しかし、2 0 2 2 年 6 月 1 日に預託等取引に関する法律が改正されて、この会社の販売形態が同法の適用を受けることになったということで、事業を継続することが不可能であるということになって、最終的に破産に至ったと。この転売のビジネスモデルというのは破綻を来してきているということの 1 つの表れだと思います。

これは 1 つの例ですけれども、でも実際に我々のこの紀美野町で事業を行おうとしていた会社がこういう形で破産に追い込まれているわけです。

我々は、この太陽光発電事業だけではなくて、風力発電もそうですけれども、大きなお金が裏で動いているという、そういう市場ができ上がっているということをしっかりとまず認識しなきゃいけないと思うんですよ。

ついこの間も洋上風力発電の絡みで国会議員が逮捕されましたね、国会議員ですよ、国会議員が逮捕された。こういう大きな問題も表にも出てきているわけです。そういうある意味厄介な業界であるよという認識をしっかりとまず持たなきゃいけないと思います。

その中で、樫河池下のあそこの事業予定地が本当に適切であるのかどうか、あそこで事業をやって、先ほど埴谷議員から様々な問題点の指摘がありましたけれども、ずさんな計画を許してしまっただけでそのまま進行してしまっただけで、将来的に事故につながりました。大きな事故につながりました。こうなった場合、誰が責任を取るんですかね。

事業者は破綻してしまえば、それで済むかもしれません。あるいは、個人であれば自己破産して、いろんな逃げ道はあると思います。ただ、我々紀美野町民及び紀美野町行政は、この我々の土地で問題を起こされて、そのまま直接的には関係者じゃないから知りませんというわけにいかないわけですよ。

様々な意味で、特に町民の命、健康、安心・安全、財産、これを守っていかなければ

いけない行政は重い責任を負っているというふうに私は思います。問題が起こってからでは遅いんですよ。起こる前に軌道修正をさせないといけないんですよ。そのあたりについて、いかがでしょうか。

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） 桐山議員の御質問の中で、太陽光発電事業によって大きな事故になった場合、誰が責任を取るのかという部分であると思います。

この太陽光の条例にも記載しておりますが、第6条第2項におきまして、被害等が生じたときは、自らの責任と負担において解決しなければならないと規定をしておるとともに、被害等が生じた場合は、自らの責任において速やかに、重複しましたね、すみません。責任と負担において解決しなければならないと規定されております。

まずは事業者の責任が一番だと考えています。

以上です。

○議長（美野勝男） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） そうですね、課長おっしゃるとおり、当然ながら、まずは事業者の責任ということになります。ただしその事業者が責任を取れない状況になった場合、どうなるのでしょうか。

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） この条例の第7条において、土地所有者等の責務というものも規定しております。

その中で、災害もしくは生活環境の被害が発生することのないよう、土地を適正に管理しなければならないという責務があると規定しておりますので、土地所有者にもその責務は出てくるかと思います。

以上です。

○議長（美野勝男） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） 当該の土地が事業者が購入をもう既にしているものなのか、もしくはリースという形で借りることになっているのか、またはもう借りているのか、そのあたりの実態を私はよく知りませんが、事業者の所有物ということになっていた場合、事業者が潰れました、責任を負えません、土地の所有者の責任も問えません、これはどうなるんですか。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 桐山議員から、もし何かあったときの最終の責任の所在はどうなるかということで、当然、条例には規定しておりまして、今、課長が申したように、事業者の責務、さらには土地の所有者の責務ということをきちんと明記しております。

ただ、議員おっしゃられるように、じゃあ土地の所有者が事業者と一緒にあって、仮に破綻したときはどうなるんよということは、そういうことはないとは申すことはできません。ただ、じゃあそうしたときのことに對して、仮定での質問に對して、ここでお答えは控えさせていただきたいなと思います。

しかしながら、この条例の目的にもありますように、何のためにこの条例を作っているかということがあります。美しい景観、さらには町民の安全・安心で、そうした生活環境を守っていくということを第一の目的として条例を定めておりますので、仮にそういうことが起こったとしたらということで、その仮定に對しては、きちんとした答弁は控えさせていただきますけれども、適正に判断していくというのは、町とすれば当然のことかなというふうに思っております。

ただ今の段階で、その責任の所在は町にはあるとは全然考えておりません。もちろん事業者、そして土地の所有者ということで、認識をしております。

以上です。

○議長（美野勝男） 3 番、桐山尚己議員。

○3 番（桐山尚己） 仮定の質問に對して答えはできないというのは、これは当然かもしれませんけれども、でもこういう事業を行っていくに当たっては、幾つもの仮定を積み上げていかないとできないわけですね。もしこうなったら、もしこうなったらということで、リスク管理、危機管理を徹底していかないと、あらゆる問題が発生してくる可能性が出てくるわけですね。

特に今回の場合のようなガイドラインでも不適であると、適していないというふうにはっきりとうたわれているような土地で事業を行おうと、しかも地盤調査もまともにやってない、そういう状況であれば、なおさらじゃないかと思いますけどね。こういう状況であるからこそいろんな仮定を、もしこうなったら、もしこうだったらということを繰り返して、事前に様々なリスクに對して準備をしておくということは、当然のことながら、行政としても必要じゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（美野勝男） 東浦住民課長。

○住民課長（東浦功三） 桐山議員おっしゃるリスク管理につきましては、この太

陽光発電の設備自体は事業者の主体になるものでございますので、リスク管理を第一に行うべきは事業者です。その事業者にリスク管理をちゃんとするようにという指導は条例に基づいてやっていますし、ですが、倒産したらどうするというような話はちょっと会社のほうも考えてはない、倒産したらどうするかと、ちょっとこちらでも聞けませんが、リスク管理は、事業者が第一に行うべきもので、それをこちらからも以前からもそれは事業者に対して条例に基づいてお話は続けております。

以上です。

○議長（美野勝男） 3 番、桐山尚己議員。

○3 番（桐山尚己） 当然のことながら、事業者がリスク管理を行うのは当たり前ですね。ただ、その監督指導を司る行政がリスク管理をするのは当然なんですよ。

今朝の読売新聞ですけれども、一面にこういう記事が出ております。マイナンバーカード誤登録、デジタル庁に行政指導。

○議長（美野勝男） 暫時休憩します。

休 憩

（午前 1 1 時 4 4 分）

再 開

○議長（美野勝男） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午前 1 1 時 4 5 分）

○3 番（桐山尚己） 私が今申し上げたいのは、中央官庁であっても、適切なリスク管理をしてないと行政指導をもらうということです。リスク管理の甘さを深刻視したため、行政指導に踏み切ったというふうに言われてます。

リスク管理というのは事業者だけじゃないんですよ。行政もやんなきゃいけないんですよ。我々は、法律やルールだけで動いてるわけじゃないですからね。その網をかいぐぐっておかしなことをしているような場合は、しっかりとおかしいよという声を上げていかなきゃいけないわけですよ。それは町民の皆さんも、そうやってこられた。我々議会もその声を受けて、総務文教常任委員会で専門家を呼んで勉強した。さらにその勉強会には、総務文教常任委員会以外の議員も全て傍聴して勉強してきたんですよ。これはまずいだろうと、そういう共通の認識が今できているんですね。その中で、このまま事業を続けていったら、将来不幸なことが起きかねない、不幸なことというのは、町民

にとっただけではなくて、行政にとっても、ひいては業者にとっても不幸なわけですよ。誰にとっても不幸なことが起きるリスクが非常に高いという状況に今あるわけですよ。そのところの認識をまずしっかりと関係者全てが持つ必要があるんじゃないんでしょうか。

私は細かいこのルールに基づいてこうしたからここがおかしかったんじゃないかというようなことを言うつもりはありません。担当課長は、真面目にしっかりと自分の職責を担って県にも問合せをし、自分で勉強もし、いろんなことを対応してきてくださったと思いますよ。でも、非常にこれは技術的なことも絡む複雑なことなんですよ。それをその場その場で逐次、毎回100%正しい判断ができるかって、それは無理でしょう。だからそういう細かいところを突っ込むつもりは私はありません。

ただ、先ほど埴谷議員からも指摘がありましたけれども、様々な問題があることは確かなんですよ。町長も埴谷議員の質問に対する最後の答弁でもおっしゃっていましたが、我々も知らないことがあったと。これに関してしっかりと認識してやっていていただけるわけですね。

我々は議会、町民が行政と対立してやり合ってるわけじゃないんですよ。紀美野町全体がよりよいまちになるように、紀美野町民が幸せに安心・安全、健康で暮らしていけるように共通の目標を持ってやっているわけですね、立場が違うだけで。そこをまずしっかりと理解しておいていただきたい。

我々は協力していかなきゃいけないという、そういう状況にあるんじゃないんですか。いろんな情報共有もやっぱりしていかなきゃいけないでしょう。我々は専門家を呼んでいろいろ勉強してきました。その内容も、やっぱり共有すべきだと思います。

これまでの経緯をあのときこうだった、このときこうだった、誰がこう言ったとか、言った、言わないとか、そんなことを言っている、私は本質的な問題解決にはつながらないんじゃないかと思います。もうそこは既に埴谷議員が明らかにしてくれていますから。ただ、まだはっきりしてないところがありますよ。そのために関係者がしっかりと協力して情報共有ということをするべきじゃないかと思います。

1つ提案なんですけれども町長、本案件に関して、例えば、町の調査委員会みたいなものを設けて、副町長に頭を取っていただいてもいいです。これまでの経緯であるとか、現在の問題点であるとか、そういったことを一度整理されてはいかがですか。

我々議員も協力しますし、町民の皆さんもしっかりと協力させてもらうよという声も

いただいています。そして、全体の絵がはっきりと見えてきて、みんなが見ている絵が同じ絵で、その上で最終的に町長が御判断いただいて、これはまずいだろうと。条例のこの部分に照らして、事業者は即座に是正してくれと、しなさいということも言えるわけですね。また言わないと、先ほどもお話ししましたが、行政指導をもらうということだってあり得るわけですよ。

つまり、不作為の責任、監督指導を行う行政としての不作為を問われることになりかねないわけですね。そういう不幸なことをないように関係者が情報を寄せ合ってというそういう機会を設けてみてはいかがでしょうか。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） ただいま桐山議員から、こういった委員会を作ってはどうかという提案もいただきました。

先ほどから、埴谷議員への質問に対する答弁も含めて、それこそ条例規則というのは、議員の皆様にご諮って、皆さんで作った条例規則に基づいて、この事業を適正に進めていく、当然のことです。

その中で、先ほども言いましたが、第17条には、指導及び助言、18条には、勧告という、その2つの条文もきちっと明記しております。それに基づいて我々は埴谷議員から教えていただいたこともありました。はっきり言って認識しなかったということです。そこらを明らかにしながら、この事業を適正に進めてまいりたいというふうに考えております。

この案件は、令和3年12月に条例ができて、そのまま動いてきて今に至っているものでありますので、担当課長がずっと関わってきて、全てを理解して把握しているものでありますので、先ほどもお答えいたしました。初めて聞いた部分については、しっかり確認して、適正に進めてまいりたいということでございます。

ですから、改めて調査委員会ということの設置については、現在考えておりません。以上です。

○議長（美野勝男） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） 調査委員会については、例えばの話で御提案をしたまですけれども、いずれにしても基本的姿勢としてはしっかりとそのあたりの情報収集ということを再度行っていただくという前提があるというふうに理解いたしました。

それは、先ほども私申し上げましたが、我々議員が行った勉強会であるとか、

もしくはその勉強会でできた人的なネットワーク、そういったものを通じて、新たな情報をまた引き出すことも可能かと思います。さらには、町民の方のネットワークというものもあると思います。町民の皆さんしか実は知らないというようなそういう情報もあるはずです。そういったところも含めて、ぜひしっかりと情報の収集を行っていただきたい。その上で、いろんな御判断をいただきたい。

先ほどおっしゃったように、基本的におかしなところは条例に基づいてしっかりと指導、勧告をするという言質はいただきましたので、その前提部分のところの姿勢を改めてお伺いします。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） 桐山議員から質問の冒頭でお話をいただいた大規模な風力発電、また樫河池周辺の大規模な太陽光発電という事業の案件がございました。

特に最初にあったのは、大規模な風力発電、紀美野町の南、北、東のほうが全部、今までにないような大規模な風力発電で囲まれてしまうといったそんな時期があって、これについては住民の方々のそういった活動によってそれがなくなっているということは、大変ありがたいというふうに私は認識しておりますし、もう一つの樫河池の周辺の大規模な太陽光発電、これも本当に山を切り開いて造成して、大規模なそういうことに対して住民の方々の力でそれを食い止めることをしていただいたというのは大変ありがたいなというのはずっと思っているところであります。

もちろんですから、自然破壊につながらない、ましてだから、大きく動かすことが住民の安全を阻害する、脅かすということがないようというのはもう大前提でありますので、そういったことはずっと強く認識しております。

ただ今回の50キロワット未満の小規模な太陽光ということでもありますけれども、これについても条例も作って進めている関係上、条例に即して適切に進めてまいりたい、こういう気持ちでありますので、皆さんのいろいろ御助言なり、御協力をいただけるようによろしくお願い申し上げたい。

以上です。

○議長（美野勝男） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） 先ほども申し上げましたけれども、ぜひ将来的に行政の不作為を問われるようなことのないよう、そんな状況になってしまつては、みんなが、紀美野町民全員が不幸になるだけですから、ぜひ改めてそこを再認識していただいて進めて

いつていただきたいと思います。

では、次の南海トラフ巨大地震対策についてであります。

先ほど総務課長、さらっと御答弁いただきましたが、国の出している資料で、南海トラフ地震防災対策推進基本計画の概要というものがございます。

その中に南海トラフ地震の特徴として、1つ目として、極めて広域にわたり強い揺れと巨大な津波が発生、2つ目、津波の到達時間が極めて短い地域が存在、3番目、時間差を置いて複数の巨大地震が発生する可能性、4番目、1から3がその被害は広域かつ甚大、最後の5番目として、想定される最大規模の地震となった場合、被災の範囲は超広域にわたり、これまで想定されてきた地震とは全く異なる様相の被害が発生というふうに言われております。

先ほどのリスク管理という観点からも、この最悪の事態を想定して、町もこの地震に備えていくべきなんじゃないかというふうに思いますが、総務課長、改めてその点についてお願いします。

○議長（美野勝男） 坂総務課長。

○総務課長（坂 詳吾） 桐山議員の御質問にお答えいたします。

議員おっしゃられますように、南海トラフ地震につきましては、やはり広域にわたりまして、私たちも、我々は経験したことのないような巨大地震という認識は強く持っております。やはり半割れと言います時間差で来るということも分かっております。

リスク管理につきましては、なかなか想定しづらい部分というのはあるんですけども、やはりその辺は十分危機感を持って対応していきたいと考えておるんですけども、なかなか具体策といいますか、やはり今言っているような事前の自分の家を守る対策であるとか、あと避難場所の再確認、避難ルートの確認であるとか、家具の固定であるとか、そういった初歩的なことをお願いしたいということもございます。

ただ大きなことといたしましてはなかなか具体的にどうしていくかというのは現時点でなかなかちょっと検討してはおるんですけども、このリスク管理ということにつきましては、やはり危機感を持って、これからも進めていきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 3番、桐山尚己議員。

○3番（桐山尚己） 紀美野町には、紀美野町地域防災計画というものがございま

すね。今回、私も打ち出してきました、辞書みたいなこんなすごいものです。まだ全部目を通してないんですけれども、しっかりと目を通しておきたいというふうに思っているんですが、その中に、南海トラフ地震防災対策推進計画という部分もございます。

町民の方は、こういう防災計画みたいなものがあって、こういう南海トラフ地震防災対策推進計画みたいなものがあるということは、御存じなんですかね。

○議長（美野勝男） 坂総務課長。

○総務課長（坂 詳吾） 防災計画自体あるというのはなかなかその周知というところまではちょっとできてはいるかなというふうには思っています。

ただ南海トラフ地震の想定区域であるとか、そういったものの資料につきましては、一応ホームページ等々で掲載はさせていただいてはございます。

以上でございます。

○議長（美野勝男） 3 番、桐山尚己議員。

○3 番（桐山尚己） 一応ホームページに掲載すれば何とか行政の責任を果たしたということになる可能性はありますが、それで済むわけでは全くありませんね。

災害対策基本法の中に住民等の責務というものがあまして、ちょっと当該部分を読み上げますが、地方公共団体の住民は基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により、防災に寄与するよう努めなければならないというのがございます。

その中で、最も基本的なものとしては、やはり食品や飲料水の備蓄であります。これについては、この南海トラフ地震関連の町の計画にも載っております。最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄というような記載がございます。これは町民の皆さんできていますかね。

○議長（美野勝男） 坂総務課長。

○総務課長（坂 詳吾） 町民の皆さんはできてるかどうかというところまで、こちらでも把握はできてはいるんですけれども、やはりいろんな情報関係で、そういった形で最低3日の備蓄品の備えをしておいてほしいということで、いろんな報道といいますか、情報は出ているかと思います。

ただしそれを皆さんがどこまで危機感を持っておられるかどうかというあたりは、ちょっと町としましては把握はできてないんですけれども、そのあたりはやはり個人個人

の意識になってくると思います。

ただそういうことは必要であるということの発信はしていかなければならないかなというふうには考えてございます。

以上です。

○議長（美野勝男） 3 番、桐山尚己議員。

○3 番（桐山尚己） ぜひ把握してください。備蓄がないと、何か起こったときにもうどうしようもないわけですよ。身動きが取れない、その場から身動き取れない、町ももう手いっぱい助けてくれない、水がない、食料がない、どうするのかということになるわけですね。

しっかりと備蓄をして、ローリングストックという言葉は御存じかと思いますけれども、備蓄をするに当たって消費期限がありますから、消費期限が切れる前に、それは自宅で普通に消費をして、また新たに買い足してということで、ぐるぐるぐるぐる回していくと、しっかりといつでもちゃんと備蓄があるよというようなことをやって、そういう教育もしっかりと行っていただきたい。

先ほども申し上げましたが、30 年以内に起こる確率がというのは、30 年後に起こることじゃないですからね。明日起こるかもしれない、しかも、もうこれまで想定したことのないとんでもない被害が出ることもあり得るわけですよ。

だから、それぞれ町民の皆さん一人一人が具体的にイメージをして、こういうことになったらこうなるんだ、こうしなきゃいけないということを考えられるような、そういう方向にぜひ持っていつていただきたいですね。

例えば、地震が起きて、家屋が倒壊して、火事が出たと、火事も 1 件だけだったらいいですけど、周りその辺全部火事になっていると。消防署は町内あちこちで出ている火を消さなきゃいけないから、自分のところまで全然回ってこれない、どうするんだ、自分で消すしかないわけですね。そうなったらどうするのかと。

具体的に自分はどういう行動を起こすのか、もしくは隣の家で誰かが下敷きになっている、その隣の家でも下敷きになっている、人命救助しなきゃいけない、でも 1 人で両方同時にはできない、どっちを優先したらいいのかというような究極の選択に迫られることも十分考えられるわけですよ。

そういう具体的なシミュレーションというか想定をしっかりと各町民の方がして、具体的な行動につながるようなことをしていかないと、何か起こったときにはもうパニッ

クになって、もう頭真っ白になって、茫然と立ち尽くすということになり得るわけですね。そういう場に私出くわしたことがあります。だから言えるんです。パニックになるんですよ、何もできない。

そうではなくて、より具体的に、ある状況を想定してイメージして、こうなったらこうするんだということをやっぱり我々町民全員が考えておかなきゃいけない、準備しておかなきゃいけない、そういうところまでぜひ落とし込んで準備をしていただきたいなというふうに思います。

今日はもう時間も限られていますので、これぐらいにしておきますけれども、ぜひそういう具体性を持った準備というところに力を入れていただきたいなというふうに思います。

最後御答弁をお願いします。

○議長（美野勝男） 小川町長。

○町長（小川裕康） ありがとうございます。

備蓄の状況のお話、御質問もいただきました。

大変大事なところであり、町でいろんな備蓄もしている、いろんなことをしている、周知して、いろんな啓発もしています。

私が思っているのは、一番大事なのは町民の一人一人が災害に対する意識を持っていただくということがもう一番大事なことであると思います。

冒頭の挨拶で申し上げましたように、8月末には、下神野地区で下神野、福田、上神野、国吉地区の総合防災訓練が開催され、9月3日には吉野地区でも開催された。近くまた下佐々でもという動きもある。そのときに何か一言というふうにお時間いただけるんですが、まずは自分の身は自分で守るという意識を最優先してください。一つ一つの災害に対する意識を少しずつ上げていくことが、紀美野町が災害に強いまちになっていくということにつながりますので、お集まりの皆さん一人一人にそれをお願いするということで、言われたように、家具の固定なんかでもできることですよね。だからそのできることを1つずつ町民の方々にしていただくことが大変大変大事なことでありますので、そうした自主防の訓練の機会のあるときには、こちらから行かせてもらって、皆さんにお願いしたりとか、先ほどおっしゃられた備蓄の把握をするとすれば、そういうタイミングで自主防の会長さんにもお願いして、大事なことでなんでこれも協力いただきたいなということは可能かなと思いますので、そういった訓練を通して、町民の災害に対する

意識を少しでも上げていただきたいと思います。

自主防の会長さんにもその旨強くお願いしておりますので、議員の皆様にもどうか御協力よろしくお願ひしたい。

以上です。

○議長（美野勝男） 以上で、桐山尚己議員の質問を終了いたします。

これで一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。午後 1 時 3 0 分から再開しますのでよろしくお願いします。

休 憩

（午後 0 時 1 4 分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

（午後 1 時 3 4 分）

◎日程第 2 工事請負契約の締結について

○議長（美野勝男） 日程第 2、議案第 6 6 号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

これから質疑を行います。

1 1 番、美濃良和議員。

（1 1 番 美濃良和 登壇）

○1 1 番（美濃良和） 今回、7 1 . 2 4 %という落札率で、この中平建設が落札したということであります。これについて、参考資料を見てもみたら、かなり辞退をする業者が多かったと。

それから、落札額が非常に低いということで、低入札の委員会が作られて、そこで審査がされたというふうに聞いています。

それについて、状況等をお聞かせいただきたいと思います。

（1 1 番 美濃良和 降壇）

○議長（美野勝男） 中前企画管財課長。

（企画管財課長 中前貴康 登壇）

○企画管財課長（中前貴康） それでは、私のほうから美濃議員の辞退が多かった理由についてお答えさせていただきます。

当日、全部で１７社の指名となりまして、そのうち９社が辞退となっております。
辞退の主な理由は、工事の予定価格が大きいというところで、技術者の確保が困難であるが最も多く、その他といたしまして自社都合であったりとか、協力業者からの見積もりが、入札までの期間までに間に合わないのということでの理由が辞退の理由となっております。

(企画管財課長 中前貴康 降壇)

○議長（美野勝男） 細峪副町長。

(副町長 細峪康則 登壇)

○副町長（細峪康則） 美濃良和議員の御質疑にお答えをしてみたいです。

私は、低入札価格審査委員会の委員長をしているという立場で審査会の内容について御説明をさせていただきます。

中平建設株式会社が最低価格入札者でありましたが、調査基準価格を下回ったものでありまして、これによりまして低入札価格調査を原課、消防のほうでいたしまして、その報告を受けて低入札価格審査委員会をしたものでございます。

その内容につきましては、詳細にわたって低入札に至った理由であるとか、工事の積算価格、それから工事の安全性、管理体制等、総合的に調査をした結果の報告を受け、審査会においても随時聞き取りをしたものでございます。

それによりまして、まず中平建設株式会社は、県内でも有数の企業でございまして、技術者のほうもたくさんの監理技術者であるとか、監理技術者の講習を修了した方、そういう方が８名いるといったことでございまして、技術、能力、実績共に優れた会社であるということが分かりました。

そして、低入札に至った理由といたしましては、手持ちの工事が順調に完了されておりまして、それによりまして、この工事に集中できること、それから中平建設株式会社は、合併前の旧野上町、美里町の頃から現在に至るまで多数の施工実績があることから、当地域においても関連会社や協力会社の協力が得やすいということ、さらに提出された見積もりを比較することにより、コスト削減を可能として、低価格を実現したものであると判断いたしました。

また、安全対策につきましても、現場事務所の設置、交通誘導員、警備員等の経費が適切に計上されておりまして、毎日、朝礼を実施して、作業内容の確認もされ、安全対策を徹底しているということでありました。

そしてまた、この中平建設株式会社は、県内の他の消防庁舎の建設にも実績があるということでございまして、地域住民に配慮しながら、工事の安全対策を図り、万全の対策で進めてもらえる、そういう総合的なことを勘案して、しっかりと履行できる業者であるということを確認いたしまして、町長のほうに申し上げました。そういう経緯でございます。

以上、簡単ですけれども、審査会の内容について御説明をさせていただきました。

(副町長 細峪康則 降壇)

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） 今、説明いただいたんですが、9社が辞退したと。相当割合で大きいんですけども、今の説明では、技術者が少ないとか、下請の業者に見積もりが取れないと、そういうふうなことで辞退したというふうなことなんですけど、今、そんなような状態なんですか。そんなに9社も辞退するようなそんな状況になっているのか、その辺の状況がよく分からないんですけども、その辺についてどうであるのか。

それから、中平ですけれども、71.24%という、以前は落札率について低いことがいいような時代もあったんですけども、今、仕事が本来減ってきている中で、業者も残していかなあかんということで、低入札についてかなり厳しく見ているような状況であるかというふうに思うんです。

その中平が71.24%で、今、言われましたけれども、手持ちの仕事が減ってきているのか分かりませんが、71.24%という低い率で、この工事ができるのかどうか、その辺のところの調査はどんなふうになっておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（美野勝男） 中前企画管財課長。

○企画管財課長（中前貴康） それでは、私のほうからは、辞退の理由についての状況について、再質疑にお答えさせていただきます。

本工事につきましては、予定価格が11億2,159万円ということでありまして、このような工事につきましては、監理技術者、それからそれを受ける講習を受けた者ということで、それぞれの現場に専任で置かなければならないというふうに建設業法で定められております。

また、その工事の中で、建築の場合は7,000万円以上を下請に出す場合は、特定建設業という許可も必要になってございます。

そういった中で、その監理技術者が必要になるという現場になりまして、そういった方が中平建設には8名の方がいらっしゃるということでもあります。

その他の会社につきましても、複数人は最低いらっしゃるんですけども、それぞれやはり会社のことでございますので、年間を通じて現在、紀美野町も含めて、どの自治体も工事の発注計画であつたりとかというものも公表してございます。

また民間の事業も当然ございますので、そういったもの全てを見据えた上での今回のこの工事についての技術者の配置が困難であるというふうに私どもは判断してございます。

以上です。

○議長（美野勝男） 細峪副町長。

○副町長（細峪康則） 71.24%の落札率で、しっかりした工事ができるのかという御質疑だと思うんです。

それに対しまして、私どももこの入札価格で本当に安全な良質な施工が可能かというような質問もしておる中で、この会社は積算をして、それに対して積み上げた結果で、もう現場経費として必要なものは全て計上しているということ、それから企業努力もあって、以前から紀美野町、旧野上・美里にはいろんな仕事もさせてもらっている中で、大変思い入れがあるというようなことで企業努力もしっかりとされているようでございました。

そして品質に関しましてもしっかり確保して、その値段を出してきておりますので、詳細にわたって私どももいろんな備品であるとか、いろんな物資を詳細に見ました結果、品質は確保できております。

それから、先ほども申し上げましたが、数社から見積もりを取った中で、その中で総額の最も安い業者を選定して、低価格を提示しておるために、この71.24%が確保できたということでございますので、御安心をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（美野勝男） 11番、美濃良和議員。

○11番（美濃良和） もう一点だけお聞きしておきます。

今説明もいただいたんですけども、9社が辞退された。それには技術者さんが足らんということが1つの大きな理由であつたように聞くんですけども、今の状況というのはそんな状況にあるんですか。どんどんと工事の発注があるような状況にあるのか、

その辺のところで業者間の仕事というのは十分回っていると、そういうふうなことになっているのか、それだけをお聞きしておきたいと思います。

○議長（美野勝男） 中前企画管財課長。

○企画管財課長（中前貴康） 美濃議員の再々質疑にお答えさせていただきます。

業者さんが仕事が回っているのか、そういう状況なのかということにつきましては、当方のほうでは、当然会社の規模等によっても技術者の数も違いますし、受ける工事の請負額等もかなり変わってくるかと思えます。

今回の指名させていただいた業者の中におきましては、辞退の理由としましては、技術者が今回の入札の案件につきましては配置できないという理由をいただいているだけです、事業が回っているのかどうかというのは、ちょっと把握しかねております。

御理解賜りたいと思います。

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

6 番、埴谷高夫議員。

（6 番 埴谷高夫 登壇）

○6 番（埴谷高夫） まず1 点目は、調査基準価格です。これは9 2 %、設定範囲は7 5 %から9 2 %となっていますよね。最高の9 2 %を取ってしまったら、落とせない、この範囲に収められない企業というのは何社も出てきますよね。その中の最低を取ったって言ったら、これはちょっと私、やり方としてあんまり好ましくないんじゃないかと思えます。

例えば、最低の7 5 %を設定範囲にしたら、この業者は入ってないということになるんですよ。7 1.2 4 やから失格ですよ。そして、その上のといたら、丸山組さんになるのかな、に落札されると、こんな結果になるわけですよ。だからこの9 2 %を何でその最高の範囲にしたのか、この理由を教えてください。

それから、中平建設さんですけれども、いろいろ調査なさって分かったんですが、税務申告なんかは見ていらっしゃいますか。

大体、私はそういうのが専門でしたので、3 か年の税務申告を見せてもらおうと、税務申告書というのは偽りないですから、それでごまかして多めに払うという場合もありますけれども、そんな粉飾するのは特殊な理由ですから、それは除外して、真実を表していると思います。決算書だけではなかなか分からないんですね。

決算書なんかでしたら、大体5 期分ぐらい見るというのが妥当な数字じゃないかと思

います。そういうのはなされているのか。

もう一つは、過去の実績はおっしゃいましたけれども、最近の実績、直近の実績、これはどうなっているか、最近工事終わったのでというような話もありましたけれども、どういう、幾らぐらいの工事を最近やっていて、細かいのは結構ですけども、主立った分だけでも教えてください。

(6番 埴谷高夫 降壇)

○議長（美野勝男） 中前企画管財課長。

(企画管財課長 中前貴康 登壇)

○企画管財課長（中前貴康） 埴谷議員の御質疑の調査基準価格を92%に設定したことについてお答えさせていただきたいと思います。

この低入札価格調査制度につきましては、地方自治法施行令の167条の10第1項におきまして、工事または製造のその他の請負の契約をしようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものの、当該申込みに係る価格によってはそのものにより、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、またはその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲の価格をもって申込みをしたほかのもののうち、最低の価格をもって申込みしたものを落札することができるとなっております。

この地方自治法施行令に基づきまして、主な入札のやり方といたしましては、低入札価格というやり方と、それから最低制限価格、調査基準価格を定める低入札価格調査制度というものと最低制限価格を決めて行う、この2つのやり方が工事につきましてはございます。

この低入札調査価格制度につきましては、紀美野町の場合、予定価格が5,000万円以上のものに適用いたしまして、その工事につきまして調査基準価格を下回った場合にその工事が適正に施工されるのかどうかというのを審査し、適合であると判断した場合は契約をするという運びとなっております。

先ほど申しました最低制限価格につきましては、その価格を下回った場合は、失格という扱いになる、この2つがまずございます。

それで、調査基準価格の92%の設定につきましては、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費にそれぞれ国で定められた率を乗じまして得た額を算出して、そ

の範囲が75%から92%という範囲内で設定することなので、それは計算式に基づいて出す数字でございますので御理解賜りたいと思います。

(企画管財課長 中前貴康 降壇)

○議長（美野勝男） 家本消防長。

(消防長 家本 宏 登壇)

○消防長（家本 宏） 埴谷議員の御質疑にお答えをさせていただきます。

直近の実績ということでございます。

国、地方公共団体との契約実績ということで、湯浅町のこども園建設工事、これは契約金額が7億4,931万8,900円、それから県の南紀はまゆう統合支援学校校舎1期建築工事、契約金額26億3,780万円という状況を確認しております。

以上、その質疑に対する答弁とさせていただきます。

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休 憩

(午後1時58分)

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

(午後1時59分)

○消防長（家本 宏） 国、地方公共団体との契約実績でございますが、湯浅町こども園建設工事、契約金額が7億4,931万8,900円、完了日が令和3年3月31日となっております。

もう一点、和歌山県の南紀はまゆう統合支援学校校舎1期建築工事、契約金額が26億3,780万円、完了日は令和3年12月17日という実績を把握してございます。

以上、実績の答弁とさせていただきます。

(消防長 家本 宏 降壇)

○議長（美野勝男） 細峪副町長。

(副町長 細峪康則 登壇)

○副町長（細峪康則） 埴谷議員の御質疑にお答えをさせていただきます。

中平建設株式会社の税務申告書で確認をしておるのかという御質疑ですが、税務申告書では確認はしておりません。

以上です。

(副町長 細谷康則 降壇)

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休 憩

(午後 2 時 0 1 分)

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

(午後 2 時 0 3 分)

○議長（美野勝男） 6 番、埴谷高夫議員。

○6 番（埴谷高夫） 設定価格、直接工事費とか 0.97、共通仮設費 0.9、現場管理費 0.9、一般管理費今度は 0.68 に改正されて、そして消費税足して 92%、税抜きか、これ関係ないね。92% 以上になったって、それは意味ないでしょう、そういう結果が出てしまったら。75% から 92% って言われているのに、どこがおかしいのか、私よく分かりませんが、どこかの算定がやっぱり有名無実になっている、この制度を、ということしか考えられない。

やはり最低で落札した者が失格なしで通ってしまうと、そしたら低かったら低かっただけいいというような話にもなりますよね。そういうことなんでしょうか。

失格というのは、やはり適正な価格で落札してもらいたいという、それがあるわけですね。安かったらいいんですよ、いいんですけれども、町としては。しかし、もう一つよく分からない。調査基準価格の 92% 以上を超えてしまうというのが。そういうのが一般的なんでしょうか。

○議長（美野勝男） 中前企画管財課長。

○企画管財課長（中前貴康） その調査基準価格が一般的なのかどうかにつきましては案件ごとによりますが、建築関係につきましては高い傾向にあると感じてございます。

以上です。

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

2 番、中原和也議員。

(2 番 中原和也 登壇)

○2番（中原和也） 落札価格が予定よりも2億円以上差があるんで、素人的なちょっと質疑なんですけれども、その2億円って、どういって出てくるのかなと。

例えば、新築工事であれば、これだけの建物になれば、相当な業者が入ってくると思います。その中で、満遍なくこの7割に近い値段で工事をされているのか、それとも何か1つの業種、それこそ先ほど言われた企業努力で何か特化して、それは安くできるとかというのがあるんでしたら、教えてもらいたいです。

それと、この物価高で今この設計というか落札でいけたと。でも、来年になったら、ちょっと物価がとて高くなって今のままじゃ工事ができないという状況は考えられないのかという点、最後、先ほど、下請業者にもかなり協力をしていただいて、この金額でできるという見積もりをいただいているというのをお聞きしたんですけど、じゃあその下請業者さんはそれなりの能力を持っているのかとか、そういう見極め、あとその業者さんが強制的にこれぐらいの値段で入れろって言われて入れたおそれはないのか、ちょっとその辺が気になったので、御質疑をさせていただきます。よろしくお願いします。

（2番 中原和也 降壇）

○議長（美野勝男） 細峪副町長。

（副町長 細峪康則 登壇）

○副町長（細峪康則） それでは中原議員の御質疑にお答えをしてみたいです。

この消防庁舎建設に当たって、どういうところが何%低くなっているかとかというのをちょっと御紹介させていただきます。

まず電気設備の工事、これが調査基準価格の63%ということで非常に電気関係では低くなっております。それから、あと現場管理費が73%であるとか、それから機械設備工事、これが78%です。建築工事に関しましても88%であるとか、それから共通の仮設費等は94、そういう金額になっております。

ですから、全体から見ますとやっぱり電気設備工事で非常に安く安価な値段で応札されているようなところがあります。

それから、そういう協力の会社とどのような関係になっているかという御質疑もありましたけれども、私どもはそこまでも業者さんとの間のことは推測でも申し上げることはできませんし、この消防庁舎が立派に、なおかつ安く、税金をできるだけ安く導入して立派なものが建って、そして町民のためになれば一番ありがたいということを願っておりますので、関係する協力会社との関係云々については差し控えさせていただきたい

と思いますのでよろしくお願いします。

(副町長 細谷康則 降壇)

○議長（美野勝男） 中前企画管財課長。

(企画管財課長 中前貴康 登壇)

○企画管財課長（中前貴康） それでは、中原議員の物資等の高騰があった場合、来年以降の分についてですけれども、こちらはその都度、契約書の中にその基準が設けてございます。それに基づいて基準に適合した場合は、その都度対応していくということになってございます。

以上です。

(企画管財課長 中前貴康 降壇)

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） これで質疑を終わります。

これから議案第66号に対し、討論を行います。

反対討論を行います。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（美野勝男） これで討論を終わります。

これから議案第66号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第51号 令和4年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第4 議案第52号 令和4年度紀美野町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第5 議案第53号 令和4年度紀美野町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第6 議案第54号 令和4年度紀美野町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の

認定について

◎日程第 7 議案第 5 5 号 令和 4 年度紀美野町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第 8 議案第 5 6 号 令和 4 年度紀美野町のかみふれあい公園運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第 9 議案第 5 7 号 令和 4 年度紀美野町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第 1 0 議案第 5 8 号 令和 4 年度紀美野町東部簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

◎日程第 1 1 議案第 5 9 号 令和 4 年度紀美野町西部簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定について

○議長（美野勝男） 日程第 3、議案第 5 1 号 令和 4 年度紀美野町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 1 1、議案第 5 9 号 令和 4 年度紀美野町西部簡易水道事業会計歳入歳出決算の認定についてまで 9 議案を一括議題とします。

9 月 1 2 日に説明が終わっていますので、これから議案第 5 1 号に対し質疑を行います。

1 1 番、美濃良和議員。

（1 1 番 美濃良和 登壇）

○1 1 番（美濃良和） これから 1 年間の大変な決算書について審査をしていくわけでございますけれども、それに先立って、決算カード及び経常収支比率等の資料をいただきたいと思います。それから起債残高状況ですか、以上の資料をよろしくお願いたしたいと思います。

（1 1 番 美濃良和 降壇）

○議長（美野勝男） 暫時休憩いたします。

休 憩

（午後 2 時 1 4 分）

再 開

○議長（美野勝男） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

（午後 2 時 1 5 分）

○議長（美野勝男） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 質疑がないようですので、これで議案第５１号に対する質疑を終わります。

続いて議案第５２号、議案第５３号及び議案第５４号に対し一括質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 質疑がないようですので、これで議案第５２号、議案第５３号及び議案第５４号に対する質疑を終わります。

続いて、議案第５５号に対し質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 質疑がないようですので、これで議案第５５号に対する質疑を終わります。

続いて議案第５６号に対し質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 質疑がないようですので、これで議案第５６号に対する質疑を終わります。

続いて議案第５７号に対し質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 質疑がないようですので、これで議案第５７号に対する質疑を終わります。

続いて議案第５８号及び議案第５９号に対し一括質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 質疑がないようですので、これで議案第５８号及び議案第５９号に対する質疑を終わります。

お諮りします。

議案第５１号から議案第５９号については、１０人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、議案第５１号から議案第５９号については、１０人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

引き続いて特別委員の選任を行います。

お諮りします。ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第７条第４項の規定によって議長及び監査委員を除く全議員を指名したいと思いを。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員は、議長及び監査委員を除く全議員を選任することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

明日２２日から２６日までの５日間を休会とし、２７日午前９時から会議を開きたいと思いを。

（「異議なし」の声あり）

○議長（美野勝男） 異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

散 会

○議長（美野勝男） 本日は、これをもって散会します。

（午後 ２時１９分）